

令和6年8月26日

第14回村上市農業委員会会議録

第14回村上市農業委員会総会を令和6年8月26日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	4 番	高	橋	大亮
5 番	遠	山	和孝	6 番	遠	藤	俊樹
7 番	斎	藤	博	9 番	阿	部	正一
10 番	佐	藤	昌夫	11 番	板	垣	栄一
12 番	船	山	寛	13 番	島	田	幸男
14 番	田	村	昭一	15 番	佐	藤	裕介
16 番	加	藤	孝平	17 番	佐	藤	健吉
18 番	大	倉	毅	19 番	富	樫	与志栄
20 番	富	樫	あゆみ				

2. 欠席委員は次のとおりである。

8 番 稲 葉 浩 之

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

そ の 他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 高 橋

事 務 局 次 長 中 村

事 務 局 副 参 事 園 部

事 務 局 副 参 事 近 藤

高橋局長

定刻前ですけど、皆さんおそろいですので、ただいまから第14回村上市農業委員会総会のほうを開催いたします。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は1名です。議席番号8番、稲葉浩之委員から欠席の報告を受けております。よって、本日の出席委員は19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶のほうお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第14回村上市農業委員会定例総会の議事録署名委員には議席番号9番、阿部委員、議席番号10番、佐藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

最初に、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について事務局より報告願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

今月は12件ございます。

それでは、番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては11筆、6,118平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、申請人が〇〇〇〇、こちらのほうは保安林指定に伴うものでございます。土地につきましては3筆、534平米。申請地は50年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

番号3番から番号7番につきましては、同一箇所の案件で、令和4年度の豪雨により被災した農地でございます。番号3、申請人が〇〇〇〇、土地7筆、5,395平米。申請事由としましては、申請地は令和4年度の豪雨により被災したため、農地への復旧は行わない。

続きまして、番号4、申請人、〇〇〇〇、土地1筆、92平米。申請事由は番号3と同じため、省略させていただきます。

続きまして、番号5、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、769平米。申請事由は、番号3と同じでございます。

続きまして、右側御覧ください。番号6、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、170平米。申請事由としましては、番号3と同じでございます。

続きまして、番号7、申請人、〇〇〇〇、土地は1筆、158平米。申請事由は、番号3と同じでございます。

続きまして、番号8から番号10につきましては、保安林指定、やはり災害に伴いまして、谷止め、かさ上げ等々により保安林指定を行うものでございます。番号8、申請人、〇〇〇〇、土地1筆、1,209平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号9、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、409平米。申請事由としましては、申請地は50年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号10、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、280平米。申請事由は、番号9と同じでございます。

続きまして、番号11、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、253平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号12、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては6筆、2,056平米。申請事由としましては、申請地は35年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

位置説明省略

報告は以上でございます。

石山会長

ただいまの報告についてご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、報告については以上といたします。

日程５の議題に入ります。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

園部副参事

それでは、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請についてです。今月は、贈与１件、財産分与１件、売買が１件、合わせて３件でございます。

それでは、番号１番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田９筆、畑３筆、地積合計18,166.04平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。譲渡人が県外に住んでいることから、財産分与を考えており、親戚関係にある譲受人に協議し、贈与するものでございます。

続きまして、番号２番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑３筆、地積合計516平米、契約の種別、所有権の移転、財産分与でございます。

続きまして、番号３番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田１筆、地積519平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明（省略）

以上で説明を終わります。説明した３件につきましては、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

石山会長

今ほどの説明について質疑に入ります。

17番、佐藤委員。

佐藤健吉委員

今日の申請の２番のところ、大変珍しい財産分与という契約の種別なのですが、その内容について、どういう関係でこういうふうな形になったのか、あまりこういう議案がないものですから、できれば細かく説明お願いしたいと思います。

石山会長

事務局。

園部副参事

こちらの２番の譲渡人と譲受人は夫婦でございました。夫婦だったんですが、離婚をするということで、その財産分与という形で、奥さんである譲受人のほうに財産分与するということでございます。

石山会長

佐藤委員、よろしいですか。

佐藤健吉委員

はい。

石山会長

ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、226平米のうち28平米となっております。転用目的は駐車場入り口拡張敷地、農地区分は第3種農地。備考としましては、申請者は駐車場目的で土地を購入しましたが、駐車場への出入口が狭いことから、安全性を確保するため、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（第1種住居地域）に位置し、住宅が立ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。延長14メートル、幅員が2メートルとなっております。

続きまして、番号2、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、519平米、転用目的は住宅建築敷地、農地区分につきましては第3種農地。備考としましては、申請者は令和4年の豪雨災害により被災したため、住宅並びに車庫を建設するため、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（第1種住居地域）に位置し、住宅が立ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。木造2階建て1棟、建築面積169.54平米、車庫1棟、建築面積39.74平米でございます。

位置説明（省略）

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いします。

2番、大野委員。

大野 章委員

2番、大野です。議案第2号、番号1番について現地調査の報告を行います。

8月7日午後1時30分、岩船コミュニティーセンターに集合により、農業委員3名、最適化推

進委員 3 名、事務局より中村次長により現場調査を行いました。同所で中村次長から概要の説明を受け、現地に移動し、申請者の〇〇〇〇さんと、ご親戚ということで、朝日地区の田村委員さんの立会いをいただきまして、調査を行いました。申請者は、駐車場目的で住宅の隣地を購入したんですが、その出入口が狭いため、隣接する申請者所有の農地を駐車場入り口拡張敷地として転用を申請するものです。農地は、畑として管理されていたんですが、そのうち住宅側 2 メーターの幅で拡張用地とするということです。申請地は用途地域に位置し、住宅が立ち並ぶ市街化傾向の著しい地域にある農地であり、他に影響を及ぼすこともないと思われることから、委員全員許可すべきであろうとの意見になりました。ご審議をお願いいたします。

石山会長

次に、現地調査を議案番号 2 番について報告願います。

4 番、高橋委員。

高橋大亮委員

農業委員 4 番、高橋です。農地法第 4 条申請の議案番号 2 番について、8 月 9 日に現地調査を実施しましたので、報告いたします。

当日は、午前 10 時半に荒川支所において農業委員 3 名、推進委員 2 名、中村次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現地へ移動して、確認を行いました。現地では、代理人の〇〇〇〇氏立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請人の〇〇〇〇氏は、令和 4 年の豪雨災害により自宅が被災したため、土地を探していたところ、申請地を最適と考え、このたび転用申請したとのこと。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置し、周囲には住宅が立ち並び、市街化が著しい区域にある農地です。道路には上下水道管が埋設されていることから、そこへの取付けを計画していきまして、敷地内の雨水排水については既設の道路側溝へ接続するとのことでありました。以上のことから、地域としては委員全員で許可すべきものの意見になりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

今ほどの議案第 2 号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(なしの声あり)

石山会長

ないようでありますので、議案第 2 号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第3号の説明に入る前に、皆様方にお配りしております訂正前、訂正後という紙、お配りさせていただきました。審議の前の訂正でございます。番号1と書かれているところ、山辺里の方のところでございますけれど、譲受人の住所が間違っておりましたということで行政書士のほうから連絡が来ました。

それと、番号4の案件でございますけれど、これ〇〇〇〇さんの砂利採取でございます。ご存じのとおり、農振農用地は期間1年半というのが決まっていて、業者さんも1年半のつもりで足し算したつもりだったんですけど、令和9と書いて、2年半になって、8年の間違いでございましたということで、これらが皆様のほうに発送した後に連絡があったものですから、その訂正用の紙をお配りさせていただいております。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明させていただきます。番号1、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇さんのお孫さんで、同じところに住所がございます。土地につきましては1筆、323平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は贈与、農地区分は第3種農地。備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は上下水道管が埋設された道路の沿道に位置し、500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。木造2階建て1棟、建築面積81.98平米です。

続きまして、番号2、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇、土地につきましては1筆、404平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価といたしまして〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、現在住んでいるところの近くで土地を探していたところ、申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に存在する小集団の生産性の低い農地です。木造平家建て1棟、建築面積103.96平米でございます。

続きまして、番号3、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇、兄と弟の関係でございます。土地につきましては1筆、40平米、転用目的は乗り入れ通路拡張敷地、契約は贈与、農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は自宅から道路へ出入りする際の安全性を確保するため、隣接地を転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない農地です。延長27メートル、幅員1.5メートルでございます。

続きまして、番号4、貸人、〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇、土地につきましては1筆、7,415平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たり対価〇〇〇〇円となっております。農地区分は農振農用地にある農地。備考としましては、一時転用、利用期間は許可の日から令和8年3月15日までの1年半になります。全体計画18,266平米、農地が18,253平米、その他13平米、こち

ら道路敷地となっております。関係者3名でございます。

続きまして、番号5、貸人、〇〇〇〇、借人は番号4と同じでございます。土地につきましては2筆、10,838平米、転用目的以降は番号4と同じでございますので、省略させていただきます。

位置説明（省略）

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、これも転用に係る現地調査の報告をお願いします。

最初に、議案番号1番について報告をお願いします。

15番、佐藤委員。

佐藤裕介委員

15番、佐藤です。4条申請の1番の岩船上町に続き、山辺里字大橋通、住宅建築敷地の現地調査をしてきましたので、報告します。

現地では、〇〇〇〇行政書士立会いの下、現地確認を行いました。申請地は、住宅化が進んでいるところで、周囲に農地はなく、両側に道路がありますが、道路と畑にはかなりの段差があり、畑は1メートル以上低くなっている様子でした。作業機等の乗り入れも困難なところで、面積も小さいなどのことから、生産性は低いと見てまいりました。以上のことから、地域委員全員許可相当との意見となりました。ご審議よろしく申し上げます。

石山会長

次に、番号2番について調査報告をお願いします。

20番、富樫委員。

富樫あゆみ委員

20番、富樫です。議案第3号、農地法第5条申請の番号2番について、村上地域では先ほど説明のありました農地法第4条の申請の現地調査の後に現地調査を行いましたので、報告いたします。

現地では、代理人の〇〇〇〇事務所の〇〇〇〇氏立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、現在親と四日市地内に住んでおりますが、このたび新たに家を建てることを考え、現在住んでいる場所から近いところで土地を探していたところ、条件に合った土地が見つかったことから、転用申請をするとのことでした。申請地の周辺は宅地化が進んでおり、申請地の三方は道路に囲まれております。隣接地に農地はありますが、所有者は譲渡人の農地であります。申請に伴う盛土の計画はなく、雨水排水については道路側溝へ接続するという計画になっていることから、周囲への土砂の流出のおそれはないと確認いたしました。また、汚水などは道路に埋設されている上下水道へ接続する計画となっております。以上のことから、村上地域としては委員全員で許可すべきものと意見になりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

次に、番号3番について現地調査の報告をお願いします。

18番、大倉委員。

大倉 毅委員

18番、大倉です。農地法第5条申請の番号3番について現地調査を実施いたしましたので、ご報告いたします。

神林地域では、農地パトロールの当日の8月9日金曜日午後1時から神林支所において農業委員4名、最適化推進委員4名、事務局からは高橋局長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現地調査を実施いたしました。現地では、申請人の〇〇〇〇さんと奥様、譲渡人の〇〇〇〇さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、申請地の脇に住んでおりますが、道路への出入りの際に乗り入れ道路の幅が狭いため、出入りに苦勞しておりました。そこで、〇〇〇〇さんが所有する農地を譲り受け、幅を広げることにより出入りが安全になることから、このたび転用申請することになったとのことでした。申請地は、集落内に位置する農地で、水路により隣接する農地とは分断されていることから、集団的に存在する農地を蚕食または侵食するおそれもないことを確認いたしました。以上から、地域としては許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

それでは次に、議案番号4番、5番について調査報告をお願いします。

4番、高橋委員。

高橋大亮委員

農地法第5条申請の議案番号4と5につきまして、先ほどの4条申請の後に現地調査を実施しましたので、ご報告いたします。

現地では、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、現在、当地区において3か所砂利取りを行っておりますが、地域住民や農業者からの苦情もなく実施していることから、引き続き大型車の運行には十分注意するよう指導し、地域としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

それでは、今ほど説明、報告のあった議案第3号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にご異議ないようでありますので、議案第3号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、28ページを御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について説明をいたします。

今月は、賃貸借の設定が4件、売買案件が2件、合わせて6件でございます。その後、機構関連の説明をさせていただきます。

それでは、番号1番から賃借権の設定でございます。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積5,494平米、期間は2年間、全面積で〇〇〇〇円、新規でございます。以降、4番まで賃借権の設定でございます。

それでは、番号5番から売買案件について説明をいたします。番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積1,872平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。売買対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号6番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積430平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。売買対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明(省略)

以上で場所の説明を終わります。

近藤副参事

続きまして、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、使用貸借106件、賃貸借212件、合計318件でございます。全て大月、柏尾の地域集積協力金の案件となっております。

それでは、番号7番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、大月字杉ナ田262、地目、田、地積130平米、1筆、計130平米、利用権の種別が使用貸借による権利の設定、期間が20年間、新規で、改良区費は貸人負担でございます。

続いて、番号8番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、内容については番号7番と同様でございます。

番号7番から番号112番までが使用貸借の案件となっております。

続きまして、番号113番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、柏尾字門前561、地目、田、地積282平米ほか1筆、計727平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が10年間、借賃が10アール当たり6,000円、新規で、改良区費は貸人負担でございます。

続いて、番号114番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、内容については番号113番と同様でございます。

番号112番から番号324番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは最初に、議案番号7番から324番まで審議をいたします。

議長である私が議事に参与できませんので、退席し、議長を板垣委員にお願いいたします。

(1番 石山 章君退席)

板垣職務代理

それでは、議長に代わりまして板垣が務めさせていただきます。

議案番号第4号の7番から324番まで、ページ数にして32ページから111ページになっております。この内容は、全てが農林公社案件になっております。この案件につきましてご質問のある方、お願いをいたします。

(なしの声あり)

板垣職務代理

ないとお声がありました。それでは、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

異議なしと認め、それでは7番から324番まで承認することに決定いたしました。

(1番 石山 章君着席)

板垣職務代理

会長、7番から324番まで承認されました。

石山会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま承認いただきました番号7番から324番までを除いて審議に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

議案第5号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について議題といたします。

事務局、説明してください。

中村次長

議案第5号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について説明いたします。

番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、1,050平米、変更区分は用途区分の変更、変更目的は乾燥調製施設建設。変更内容としましては、申請者は58.3ヘクタールの農業経営を営んでおります。このたび新たに乾燥調製施設を建設するために計画を変更するものです。乾燥調製施設1棟、建築面積260.85平米となっております。

位置説明(省略)

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、農振変更に係る現地調査をしていただいておりますので、報告を願います。

6番、遠藤委員。

遠藤俊樹委員

6番、遠藤です。議案第5号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について、現地調査を実施しましたので、報告いたします。

8月9日金曜日午後1時に神林支所に農業委員4名、推進委員4名、事務局からは高橋局長が出席し、事務局より説明を受けた後、現地へ移動しました。現地では、〇〇〇〇行政書士から当該施設についての説明を受けました。このたびの申請内容については、〇〇〇〇が経営規模拡大により、新たに米穀乾燥調製施設、ライスセンターを計画するに当たり、既存の敷地では必要な面積を確保できず、かつ周辺においてほかに代替地を得られなかったため、やむを得ず農業振興地域内である申請地1筆、1,050平米について、用途を一部変更することに対しての意見を求めるものです。建設施設に伴う周辺の影響については、雨水は敷地内の側溝の貯水及び自然浸透により処理され、周辺の農地、農水路、市道への流出はしないこと、乾燥機から排出される粉じんは集じん機によって収集し、周辺の営農や生活環境に影響をないようにとのこと、オイルタンクも防油堤で囲むことで油が流出しないということで計画することから、地域農業委員から村上農業振興地域計画の変更に特に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたし

ます。

石山会長

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議案第5号については、村上市農業委員会の意見は適当である旨通知することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る村上市農業委員会の意見は適当である旨通知をすることに決定いたしました。

それでは、議案として用意した案は以上ですが、皆様方から何か。

(発言する者なし)

石山会長

なければ、引き続き、議事は以上といたしまして、協議、連絡事項に入ります。よろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

・ 協議、連絡事項ほか

時に午後3時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和6年8月26日

村上市農業委員会

会 長 石 山 章

同議事録署名委員

委 員

委 員